

令和5年1月6日

与那原町立 小中学校

保護者 各位

与那原町教育委員会
教育長 當山 健
〈公印省略〉

学校生活におけるマスクの着用に関する考え方等について（お知らせ）

平素より、本町の感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

令和4年11月30日付けで沖縄県教育委員会から県内小中学校に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等についての通知があり、この中に「マスクの着用が不要な場面等において積極的に外すよう促すことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用をお願いいたします。」との記載がありました。

そこで、保護者の皆様にもご理解をして頂くため、これまで(12月23日時点)の文部科学省及び厚生労働省、沖縄県教育委員会から発出された通知文等に基づいて、マスク着用に関する考え方等の取りまとめを致しました。

保護者の皆様におきましては、下記の内容をご確認の上、マスク着用に関する考え方等についてのご理解とご協力をお願い致します。

記

1. マスク着用が不要な場面等（※この通知における「人との距離」は「2m以上を目安」とします。）

(1) 屋外

- ① 人との距離が確保できる場合
- ② 人との距離が確保できなくても、会話がほとんど行わないような場合
〈例1〉離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない外遊び
〈例2〉屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

(2) 屋内

- ① 人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
〈例〉個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

(3) その他

- ① 体育の授業や運動部活動、登下校の際（屋外の運動場に限らずプールや屋内の体育館等を含む。）
【沖縄県教育委員会からの通知の別添資料より抜粋】

2. その他

各学校においては基礎疾患、体質、特性等によりマスクの着用が困難な児童生徒に対して、柔軟かつ臨機応変な対応を致します。

※お子さまのマスク着用が困難な場合は、保護者から学校へ連絡し、ご相談ください。

また、マスクを着用できない子どもたちに対して差別や偏見が生じることのないよう、また、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な対応を致します。

【この件の問い合わせ】

与那原町教育委員会学校教育課

指導主事：宮城 義隆

TEL 098-945-2361 FAX 098-946-6074